

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年7月10日

**【会社名】** 株式会社岩手銀行

**【英訳名】** The Bank of Iwate, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 高橋真裕

**【本店の所在の場所】** 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

**【電話番号】** 盛岡(019)623局1111番

**【事務連絡者氏名】** 取締役 総合企画部長兼広報CSR室長 三浦茂樹

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号  
株式会社岩手銀行東京事務所

**【電話番号】** 東京(03)3241局4312番

**【事務連絡者氏名】** 東京事務所長 戸田達史

**【縦覧に供する場所】** 株式会社岩手銀行東京営業部  
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成25年7月9日付取締役会決議において、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)において募集する2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、平成25年7月9日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会決議において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

(注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

(ix) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

(前略)

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、当行の代表取締役が、当行取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当行と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値(下記(xi)(2)に定義する。)を2013年7月9日午後3時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 転換価額は米ドル建とし、当初、50.03米ドルとする。

(後略)

以上